

4-2-7 活用した支援・制度、二次的被害状況、充実を望む施策

【要旨】

事件後に受けた／使った支援・制度としては、休暇の取得等職場における配慮、加害者に関する情報の提供、事件発生直後からの付添い等の割合が高い。被害類型別には、殺人・傷害等では加害者情報の提供、交通事故では休暇の取得等職場における配慮、性犯罪では身辺警戒やパトロール等による身の安全の確保がそれぞれ高い割合を占めている。利用した上で満足度が低いものは、加害者情報の提供や冒頭陳述の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・コピー等、相談に関するもの（相談・カウンセリング、被害者ホットラインによる相談や問い合わせ、犯罪被害者支援窓口における相談等）が多い。

二次的被害については、事件後、加害者関係者から傷つけられたという回答が最も多く、次いで報道関係者、同じ職場・学校に通っている人、自治体職員となっている。被害類型別には、性犯罪、殺人・傷害等の被害者が二次的被害を受ける割合が高い傾向もうかがえる。

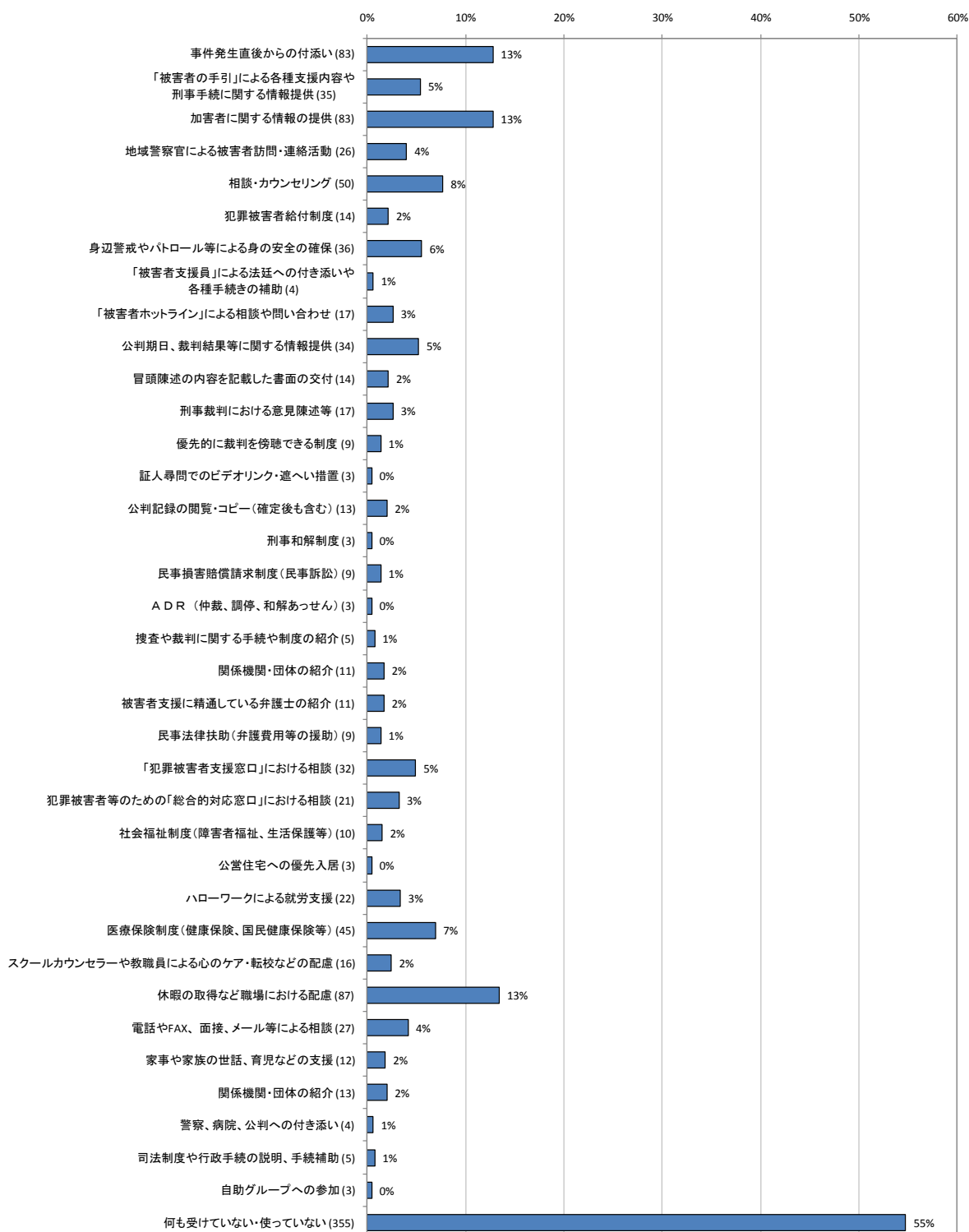
今後、実現・充実させていくことが望ましいと思う施策としては、民事損害賠償請求への援助、犯罪被害者等に対する情報提供の拡充、犯罪被害等に対する給付制度の充実等が挙げられた。

(1)活用した支援施策（Web 調査_問 17）

被害者（Web）全体では、「休暇の取得など職場における配慮」（13%）、「加害者に関する情報（捜査、検挙、処分状況）の提供（被害者連絡制度）」（13%）、「事件発生直後からの付添い（各種捜査手続における補助、自宅への送迎、家族への連絡、病院への付添い等）」（13%）の割合が比較的高い（図表 4-7 1）。

活用した支援の満足度をみると、満足度の低いものは「加害者に関する情報の提供」、「冒頭陳述の内容を記載した書面の交付」、「公判記録の閲覧・コピー」等と、「相談・カウンセリング」、「被害者ホットライン」による相談や問い合わせ、「犯罪被害者支援窓口」における相談」等の相談に関するものに多いことがわかる（図表 4-7 2）。

図表 4－7 1 事件後に受けた支援・使った制度



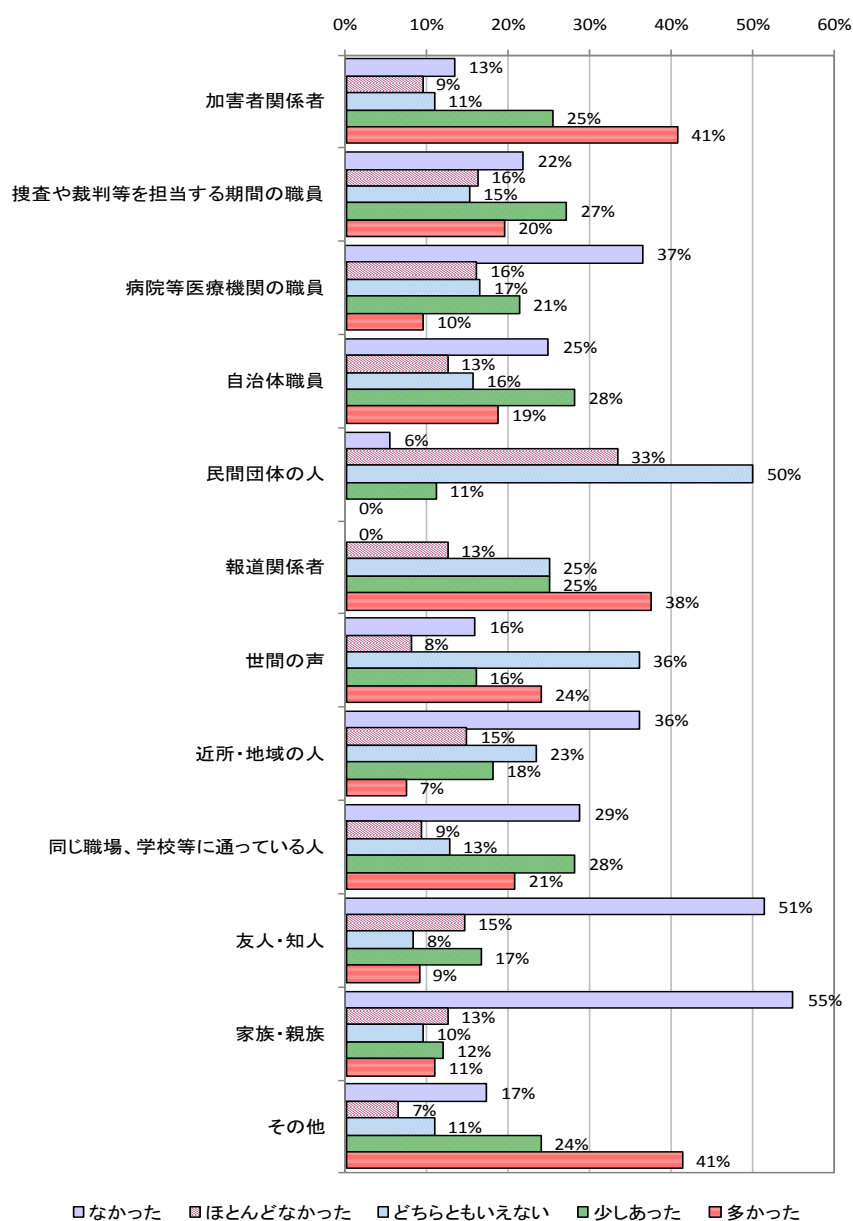
図表 4－72 施策の満足度

	満足しな かった	あまり満足 しなかった	どちらとも いえない	やや 満足した	満足した
事件発生直後からの付き添い(n=83)	8.4%	19.3%	34.9%	25.3%	12.0%
「被害者の手引」による各種支援内容や刑事手続に関する情報提供(n=35)	5.7%	11.4%	51.4%	25.7%	5.7%
事件後から現在までで受けた支援、使った制度加害者に関する情報の提供(n=83)	21.7%	14.5%	33.7%	22.9%	7.2%
地域警察官による被害者訪問・連絡活動(n=26)	23.1%	7.7%	19.2%	42.3%	7.7%
相談・カウンセリング(n=50)	12.0%	24.0%	44.0%	14.0%	6.0%
犯罪被害者給付制度(n=14)	21.4%	14.3%	35.7%	21.4%	7.1%
身辺警戒やパトロール等による身の安全の確保(再被害防止)(n=36)	16.7%	19.4%	33.3%	27.8%	2.8%
「被害者支援員」による法廷への付き添いや各種手続きの補助(n=4)	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%
「被害者ホットライン」による相談や問い合わせ(n=17)	5.9%	35.3%	17.6%	23.5%	17.6%
公判期日、裁判結果等に関する情報提供(被害者等通知制度)(n=34)	5.9%	8.8%	47.1%	20.6%	17.6%
冒頭陳述の内容を記載した書面の交付(n=14)	0.0%	28.6%	50.0%	14.3%	7.1%
刑事裁判における意見陳述等(n=17)	5.9%	0.0%	47.1%	41.2%	5.9%
優先的に裁判を傍聴できる制度(n=9)	0.0%	0.0%	11.1%	66.7%	22.2%
証人尋問でのビデオリンク・遮へい措置(n=3)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
公判記録の閲覧・コピー(確定後も含む)(n=13)	46.2%	7.7%	30.8%	7.7%	7.7%
刑事和解制度(n=3)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
民事損害賠償請求制度(民事訴訟)(n=9)	0.0%	11.1%	55.6%	33.3%	0.0%
ADR(仲裁、調停、和解あっせん)(n=3)	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
捜査や裁判に関する手続や制度の紹介(n=5)	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
関係機関・団体の紹介(n=11)	0.0%	9.1%	36.4%	54.5%	0.0%
被害者支援に精通している弁護士の紹介(n=11)	9.1%	0.0%	36.4%	36.4%	18.2%
民事法律扶助(弁護士費用等の援助)(n=9)	0.0%	22.2%	55.6%	0.0%	22.2%
「犯罪被害者支援窓口」における相談(n=32)	6.3%	21.9%	50.0%	15.6%	6.3%
犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」における相談(n=21)	4.8%	19.0%	33.3%	23.8%	19.0%
社会福祉制度(障害者福祉、生活保護等)(n=10)	0.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%
公営住宅への優先入居(n=3)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
ハローワークによる就労支援(n=22)	36.4%	22.7%	31.8%	4.5%	4.5%
医療保険制度(健康保険、国民健康保険等)(n=45)	4.4%	8.9%	51.1%	28.9%	6.7%
スクールカウンセラーや教職員による心のケア・転校などの配慮(n=16)	12.5%	0.0%	25.0%	56.3%	6.3%
休暇の取得など職場における配慮(n=87)	4.6%	10.3%	24.1%	33.3%	27.6%
電話やFAX、面接、メール等による相談(n=27)	11.1%	14.8%	33.3%	29.6%	11.1%
家事や家族の世話、育児などの支援(n=12)	0.0%	25.0%	8.3%	66.7%	0.0%
関係機関・団体の紹介(n=13)	15.4%	0.0%	30.8%	53.8%	0.0%
警察、病院、公判への付き添い(n=4)	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%
司法制度や行政手続の説明、手続補助(n=5)	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%
自助グループへの参加(n=3)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%

(2)二次的被害（Web 調査_問 19）

事件後に関わった人々から気持が傷つけられたか否かについて、「傷つけられることが多かった」割合が最も高いのは「加害者関係者」で、次いで報道関係者となっている。また、「傷つけられることが多かった」、「傷つけられることが少しあった」の合計では、「加害者関係者」（66%）、「報道関係者」（63%）、「同じ職場、学校等に通っている人」（49%）、「自治体職員」（47%）という結果である。被害類型別では、サンプル数が少ないため参考値であるが、総じて性犯罪被害者と殺人・傷害等の被害者が二次的被害を受けた割合が高い。

図表 4－7 3 二次被害の状況



（3）今後充実を望む施策（Web 調査_問 20）

今後充実を望む施策としては、「民事損害賠償請求への援助」（62%）が最も多く、次いで「犯罪被害者等に対する情報提供の拡充」（43%）、「犯罪被害等に対する給付制度の充実」（37%）という結果であった。

図表 4－7 4 今後実現・充実が望ましい施策

